

# 我孫子市若い世代の市民活動応援助成金 (概要)

## 【目次】

1. 助成金の目的、助成の対象、助成の種類 . . . . . 1 ページ
2. 申請の方法 . . . . . 2 ページ
3. スケジュール . . . . . 3 ページ
4. 助成対象事業を実施する際の必要事項 . . . . . 4 ページ
5. 書類の提出 . . . . . 4 ページ

## ◆ 1. 助成金の目的、助成対象、助成の種類

### (1) 助成金の目的

若い世代の市民活動応援助成金は、市民活動によるまちづくりを推進するため、若い世代の市民活動への参画を促進するための助成金です。

### (2) 助成の対象

次のいずれかに該当する「応援対象者」が参加・企画し、市内で実施する市民活動を主催している団体

#### 応援対象者

- ① 事業を実施する年度に、高校～大学院に在籍している方（特別支援学校の高等部、高等専門学校、短期大学を含む。）
- ② 事業を実施する年度に、16歳から27歳になる方

### (3) 助成の種類

申請できる助成金は、1事業につき1種類のみです。同じ事業で2種類以上の助成金は申請できません。

種類	助成内容	助成額
参加助成	主催団体に所属していない応援対象者が参加した場合に、団体が負担するその方の実費相当分（交通費など） ◎応援対象者が障害者手帳を所持している場合、その介助者も対象（障害者1人につき1人まで）	参加者：1人1回上限3,000円 事業：1事業上限30万円、1団体1年度につき3事業
提案助成 要事前協議	主催団体に所属・協力する応援対象者が主体となり、新規事業を提案・企画して市内で実施するための経費	事業：1事業上限10万円、1団体1年度につき1事業
団体助成 要事前協議	構成員の80%以上が、市内在住または市内高校～大学院に在籍している応援対象者である団体が、新規事業を市内で実施するための経費	事業：助成対象経費の合計額の10～90% 1事業上限100万円、1団体1年度につき1事業

※助成を受けようとする団体は、次の要件を満たす必要があります。

- ア 5人以上で構成されていること。また、参加助成と提案助成はそのうち70%が市内に居住していること。団体助成はそのうち80%以上が市内に居住または市内高校～大学院に在籍している応援対象者であること。
- イ 実施する事業は自主的に取り組む公益的な事業であり、営利を目的としないこと
- ウ 政治や宗教を主たる目的としないこと
- エ 同一の事業・目的で、市から他の助成金や補助金を受けていないこと。
- オ 特定非営利活動法人は税金を滞納していないこと

### 【参考：助成対象となる経費】

#### ＜参加助成＞

費目	備考
交通費	応援対象者及び介助者の電車、バス代等の移動に要する費用
食糧費	応援対象者及び介助者の賄い（昼食代等）に係る費用
その他経費	上記に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める費用に限る。

#### ＜提案助成・団体助成＞

項目	備考
報償費	講師等の外部専門家に対する謝金
交通費	電車、バス代等の移動に要する費用
消耗品及び原材料費	1品につき1万円未満の物品に限る。
図書購入費	事業に係る資料等の購入に限る。
印刷製本費	事業に係るチラシ、資料等の印刷又は製本に限る。
通信費	電郵便料金等
保険料	行事等の開催時に掛ける場合に限る。
研修費	講座受講料、大会等参加費（宿泊を伴うものを除く。）
食糧費	講師等の外部専門家の賄い（昼食代等）に係る費用に限る。
使用料	施設使用料（会議、イベント等で使用する場合に限る。）及び物品の借上費（レンタル等）
賃借料（借家）	団体事務所に係るものに限る。※団体助成のみ
光熱水費	団体事務所に係るものに限る。※団体助成のみ
警備費	イベント開催時の交通整理に限る。
備品費	事業の運営を効果的・効率的にする物品で、1品につき1万円以上のもの
その他経費	上記に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める費用に限る。

## ◆ 2. 申請の方法

### (1) 参加助成

事前協議は不要です。事業開始前に、【交付申請に必要な書類】を提出してください。  
助成金の交付が決定してから事業を開始することができます。

## (2) 提案助成・団体助成

事前協議書の受付期間内に（スケジュール参照）、【事前協議に必要な書類】を提出してください。協議後、団体に採択結果を通知します。

採択された団体は、事業開始前に、【交付申請に必要な書類】を提出してください。助成金の交付が決定してから事業を開始することができます。

## (3) 必要書類

事前協議に必要な書類	交付申請に必要な書類
① 我孫子市若い世代の市民活動応援助成金事前協議書（様式第1号）	① 我孫子市若い世代の市民活動応援助成金交付申請書（様式第2号）
② 助成対象事業に係る収支予算書（任意様式）	② 事業企画書（様式第3号）
③ 企画の内容に関する資料（特にない場合不要）	③ 助成対象事業に係る収支予算書（任意様式）
④ 団体の活動実績（特にない場合不要）	④ 構成員名簿（様式第4号）
	⑤ その他市長が必要と認めるもの ※団体規約又はそれに準ずるもの、前年度の事業と決算・今年度の事業と予算がわかるもの（直近の総会資料等）

助成金の事前協議及び申請は、所定の様式を使用してください。様式は、市ホームページからダウンロードできるほか、市民協働推進課の窓口でも配布しています。

様式の記入方法は、同ページ内の「我孫子市若い世代の市民活動応援助成金交付手続きの手引き」をご確認ください。

### 市ホームページからのダウンロード方法

トップページの「暮らし・手続き」→「市民活動・自治会・地域コミュニティ」→「若い世代の市民活動応援助成金」→「若い世代の市民活動応援助成金制度」

## ◆ 3. スケジュール

・令和7年度分

日付	参加助成	日付	提案助成・団体助成
10月1日～	交付申請書の受付開始	10月1日～ 11月末日	事前協議書の受付期間
※2 実績報告書の提出		12月頃	採択・不採択の通知 →採択された団体の交付申請書の受付開始
			※1 中間報告書の提出
			※2 実績報告書の提出

・令和8年度以降分

日付	参加助成	日付	提案助成・団体助成
(前年度の手続きは不要)		前年度 2月末日まで	事前協議書の受付期間
		3月中	採択・不採択の通知
4月1日～	交付申請書の受付開始	4月1日～	採択された団体の交付申請書の受付開始
※2 実績報告書の提出		※1 中間報告書の提出	
		※2 実績報告書の提出	

※1 中間報告書 交付決定通知書に記載されている助成対象期間の中間の日から 20 日以内に提出してください（提案助成・団体助成のみ）。

※2 実績報告書 事業完了後、20 日以内に提出してください。なお、年度末日の 3 月 31 日まで事業を実施する場合は、4 月 20 日までに提出してください。

#### ◆4. 助成対象事業を実施する際の必要事項

①ボランティア活動証明書の発行（参加助成のみ）

応援対象者がボランティア活動証明書を希望する場合、団体が作成・発行してください。

②市民への活動報告（参加助成・提案助成・団体助成）

広報紙、インターネットなどを通じて活動内容を公表してください。

#### ◆5. 書類の提出

①市民協働推進課へ郵送・持参してください（FAX 不可）。閉庁日（土曜日、日曜日、祝日）は窓口での受付はできません。

②開庁時間

令和7年12月まで…平日午前8時30分～午後5時

令和8年1月以降……平日午前9時～午後4時30分

※窓口開庁時間の短縮に向けた試行運用

※申請手続きについて不明な点がございましたら、担当までお問い合わせください。

〒270-1192 市役所市民協働推進課（本庁舎地階、住所省略可）

【担当】 市民活動推進係

TEL : 04-7185-1111（内線488）

FAX : 04-7185-5777

Eメール : abk\_kyodo@city.abiko.chiba.jp

